

### (3) 人丸まちづくり推進会規約の一部改正(案)

人丸まちづくり推進会規約(令和5年6月制定)の一部を次のように改正する。

改 正	現 行
<p>第5章 組織 (役員)</p> <p>第8条 まち推に次の役員を置く</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 副会長 若干名</p> <p>(3) ~ (6) 略</p> <p>第9条 理事は、次に掲げるものによって構成する</p> <p>(1) 校区の自治会会長・町内会長から若干名</p> <p>(2) 略</p> <p>チーム・部会</p> <p>第16条 第5条の規定に則り、総会及び役員会で決定された方針に基づき具体的な取り組みを実施するため、まち推に次のチーム・部会を置く</p> <p>(1) ~ (6) 略</p> <p>(7) 自治会部会</p> <p>付則</p> <p>3 この規約は、令和6年6月9日より施行する</p>	<p>第5章 組織 (役員)</p> <p>第8条 まち推に次の役員を置く</p> <p>(役員会) 略</p> <p>(2) 副会長 1名</p> <p>(3) ~ (6) 略</p> <p>第9条 理事は、次に掲げるものによって構成する</p> <p>(1) 人丸校区各町連絡協議会の代表者及び副代表者とする。</p> <p>(2) 略</p> <p>チーム</p> <p>第16条 第5条の規定に則り、総会及び役員会で決定された方針に基づき具体的な取り組みを実施するため、まち推に次のチームを置く</p> <p>(1) ~ (6) 略</p> <p>(7) 新設</p> <p>付則</p> <p>3 新設</p>

